

なんこうさくらしうがっこう がっこうあんしん 南港桜小学校「学校安心ルール」

れいわ ねん がつ ち
令和7年4月1日

〈基本的な考え方〉

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことからを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会(学校)」をめざしています。
- 第1~3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

段階	対応	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束事	・自分を大切にする	・周りの人を大切にする	・いじめや差別をやめない	・嘘をつかない	・ルールや約束を守る	
第1段階	・授業時間におくれる ・授業に関係のない話を聞く ・忘れ物をする ・立ち歩く	・からかう、ひやかす、にらむ (真似をする等、ださいと言う) ・無視する ・物をかって使う	・にらむ ・指導を素直に聞かない ・指導を無視する	・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物をかってに触る・使う ・掃除をさぼる	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導 ・自己を振り返る活動	
第2段階	・授業のじやまをする ・授業をさぼる ・忘れ物を繰り返す ・不快な音をたてる	・威圧的な態度で接する ・仲間はずれにする ・悪口、かげ口を言う (LINE SNS メール含む) ・こわがるようなことをしたり ・言ったりする	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・からかう、ひやかす	・学校の物をこわす ・物やお金をあげる、もらう ・人に差別的な発言をする ・人の写真や動画を無断撮影 ・する ・個人情報を無断で言う	・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教職員による個別指導 ・数日間の自己を振り返る活動	
第3段階	・授業中、故意に妨害をする ・テストのじやまやカンニングを繰り返す ・学校をさばり、校外にたむろする	・いやがること無理やりさせる ・暴力をふるう(プロレス技をかけるなども) ・物を故意にこわしたり、すてたりする	・指導に対して激しく反抗する ・こわがるようなことをしたり言ったりする ・押す、突き飛ばす。ぶつかるなどの暴力をふるう	・万引き・飲酒・喫煙など法律に違反するようなこと ・盗撮、窃盗、金銭トラブル	・家庭連絡 ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導 ・関係諸機関(警察・こども相談センター)と連携し、学校内で指導を行う。 ・状況によっては個別指導教室を活用した指導	
第3段階よりも重いと思われる事象や違反行為(窃盗や傷害・恐喝行為など)については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。						

※学校はひとりひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断します。「学校に等が行うことができる対応」については、あくまで例示であり、学校の判断で対応することがあります。

「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室で、いっそう丁寧な立ち直り支援を行う場所です。